

資料 1

青森公立大学大学院学則第24条第2項に定める博士学位論文の審査等に関する要綱

平成24年3月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）および青森公立大学学位規程（平成21年規程第117号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、「大学院学則」第24条第2項及び「学位規程」第3条第4項に定める博士学位論文（以下「論文博士学位論文」という。）の審査等に関する必要な事項を定める。

(論文博士学位論文の審査及び最終試験)

第2条 論文博士学位論文の審査及び最終試験は、「学位規程」第9条第2項（第6条及び第7条の規定は、前項の学位論文の審査及び最終試験に準用する）に基づいて行う。

2 論文博士学位論文の審査は、予備審査と本審査の2段階とする。

(1) 予備審査の審査委員会（以下、「予備審査委員会」という。）は、研究科教授会が選出する主査1名及び副査2名をもって組織する。このうち、主査は、大学院博士後期課程において「演習Ⅰ・Ⅱ（論文作成研究指導）」を担当する教員とする。副査については大学院博士後期課程の授業を担当する専任の教員であることを必要とする。

(2) 本審査の審査委員会（以下、「本査委員会」という。）は、研究科教授会が選出する主査1名及び副査2名、ならびに研究科教授会で承認された研究科の専任教員以外の本審査委員2名の計5名をもって組織する。このうち、主査は、大学院博士後期課程において「演習Ⅰ・Ⅱ（論文作成研究指導）」を担当する教員とする。副査については大学院博士後期課程の授業を担当する専任の教員であることを必要とする。

3 論文博士学位論文審査の最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連する事項について、公開で行う。

(予備審査)

第3条 論文博士学位論文の本審査を受けようとする者は、予備審査に合格している者でなければならない。

2 予備審査の申請をする者（以下「予備審査申請者」という。）は、別に定める学位論文予備審査願に学位論文3通、日本文ならびに英文の論文要旨、履歴書、業績一覧リスト及び予備審査手数料を添え、研究科教授会の承認を受けて、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。論文要旨、履歴書、業績一覧リストの様式、ならびに予備審査手数料の額は別に定める。

3 前項の学位論文は、国際標準図書番号（ISBN）を付された市販の単著であるとと

もに、申請時において発行日から5年以内のものとする。

4 第2項の学位論文に加えて、予備審査における参考として他の論文（以下「副論文」という。）を添付することができる。副論文を添える場合は、別に論文目録（様式自由）を作成したうえで、各3通を提出することとする。

5 予備審査の申請は、隨時受け付ける。

6 受け付けた学位論文及びその他の書類、ならびに予備審査手数料は、返還しない。

第4条 学長は、前条の規定にある学位論文の提出があったときは、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、学位論文の予備審査を行う。

第5条 予備審査委員会は、申請の受付から3か月以内に当該予備審査を終了し、終了後最初の研究科教授会に予備審査の合否を文書で報告する。当該文書の様式は別に定める。

2 予備審査委員会は、必要に応じて予備審査申請者から説明を求めることができる。

3 予備審査の結果は、研究科教授会での報告後速やかに、申請者宛に通知する。

（本審査）

第6条 第4条の予備審査に合格した者に限り、本審査の申請をすることができる。

2 本審査の申請をする者は、別に定める学位論文本審査願に学位論文2通を、本審査手数料をそえ、研究科教授会の承認を受けて、研究科長を経て、学長に提出しなければならない。本審査手数料の額は、別に定める。

3 本審査の申請は、隨時、受け付ける。

4 受け付けた学位論文、ならびに本審査手数料は、返還しない。

第7条 本審査の申請があったときには、研究科教授会は、本審査申請者の学力の確認を行う。

2 学力の確認は、口述または筆記による試験の結果に基づいて行うものとし、研究科教授会は、学位論文提出者の学歴、業績等の審査により学力の確認を行い得る場合は、試験を省略することができる。

第8条 前条による学力の確認を経て、第6条の申請を受理したときは、学長は、研究科長にその審査を付託し、研究科長は、第3条の学位論文等および第6条の学位論文等に基づき、学位論文の本審査及び最終試験を行う。

第9条 本審査委員会は、第6条における提出日から9か月以内に当該本審査を終了する。ただし、特別の事情があり、研究科教授会が承認した場合は、審査期間を1年を限度に延長できる。

2 本審査委員会は、本審査及び最終試験が終了したときは、その結果を文書で、本審査終了後最初の研究科教授会に報告しなければならない。当該文書の様式は別に定める。

（本審査結果の認定）

第10条 研究科教授会は、前条の報告に基づき、論文博士学位論文の審査及び最終試

験の合否を認定する。

- 2 前項の認定をするには、研究科教授会の構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(研究科長の報告)

第11条 研究科教授会において前条の認定をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第12条 学長は、前条の報告に基づいて、論文博士の学位を授与すべきものと決定した者には別に定める学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

- 2 学位記の授与は、学長が前条の報告を受けた後、最初に行われる学位記授与式において行う。

- 3 本条の規定により論文博士の学位を授与したときは、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告する。

(審査結果の公表・学位論文の公表・学位の名称使用・学位授与の取消し)

第13条 審査結果の公表・学位論文の公表・学位の名称使用・学位授与の取消しについては、学位規程第17条、第18条、第19条、第20条を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、博士学位論文の審査等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成24年3月1日から実施する。